

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
66 財務諸表等規則ガイドライン72-1の取扱いは、規則第66条に規定する売上高の表示方法について準用する。	66 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）41の取扱いは、規則第66条に規定する売上高の表示方法について準用する。
67 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「中間財務諸表等規則ガイドライン」という。）42の取扱いは、規則第67条に規定する売上原価の表示方法について準用する。	67 中間財務諸表等規則ガイドライン42の取扱いは、規則第67条に規定する売上原価の表示方法について準用する。